

石綿対策に関する意見交換会における質問・意見に対する回答

分類	質問・意見等	回答
1	<p>改正法の周知に関すること</p> <p>石綿含有仕上塗材がレベル3となったことにより、石綿規制が緩和されたと考えている人が多く説明の仕方が難しい。</p>	<p>大気汚染防止法に規定する石綿飛散防止対策については、過去から県のホームページや関係団体を通じて関係する事業者の方々にお知らせしているところです。</p> <p>今回の法改正を受け、滋賀労働局、大津市との合同による周知チラシの作成、県ホームページのリニューアル、関係事業者へのダイレクトメールの送付、地方新聞への広告の掲載等により、広く情報提供を行っております。</p> <p>今後とも様々な機会を捉え、新制度の周知徹底を継続的に実施する予定です。</p>
2	<p>改正法の周知に関すること</p> <p>法改正が現場に浸透していない。</p>	<p>大気汚染防止法に規定する石綿飛散防止対策については、過去から県のホームページや関係団体を通じて関係する事業者の方々にお知らせしているところです。</p> <p>今回の法改正を受け、滋賀労働局、大津市との合同による周知チラシの作成、県ホームページのリニューアル、関係事業者へのダイレクトメールの送付、地方新聞への広告の掲載等により、広く情報提供を行っております。</p> <p>今後とも様々な機会を捉え、新制度の周知徹底を継続的に実施する予定です。</p>
3	<p>改正法の周知に関すること</p> <p>一般住宅も対象になるが、一般県民への周知も行うのか。</p>	<p>大気汚染防止法に規定する石綿飛散防止対策については、過去から県のホームページや関係団体を通じて関係する事業者の方々にお知らせしているところです。</p> <p>今回の法改正を受け、滋賀労働局、大津市との合同による周知チラシの作成、県ホームページのリニューアル、関係事業者へのダイレクトメールの送付、地方新聞への広告の掲載等により、広く情報提供を行っております。</p> <p>今後とも様々な機会を捉え、新制度の周知徹底を継続的に実施する予定です。</p>
4	<p>改正法の周知に関すること</p> <p>法改正に伴い解体等工事現場へのパトロールが必要ではないか。</p>	<p>建築物解体等工事に係る現場指導については、大気汚染防止法の改正以前から、建築物解体等工事に関する法令（大気汚染防止法、石綿障害予防規則、建設リサイクル法等）の所管部局が連携し対応しているところですが、今回の法改正を受け、対応を強化していく予定です。</p>
5	<p>事前調査に関すること</p> <p>事前調査結果の報告について、報告システムが明らかになったら様式を示してほしい。</p>	<p>令和4年4月1日から施行される事前調査結果の報告制度の報告内容が、国から明らかにされ次第、県ホームページ等で情報提供させていただきます。</p>

6	事前調査に関する こと	現状、事前調査の様式が定まったものがない。	事前調査結果に係る様式については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚労省・環境省）」に事前調査結果報告書の例が記載（参考資料 -33）されていますのでご参照下さい。
7	事前調査に関する こと	報告制度が開始される令和4年4月1日までは、事前調査は、今までと同じ取り扱いで良いのか。	事前調査の方法については、今回の法改正により、令和3年4月1日から事前調査の方法が法定化されました。 具体的には、【建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚労省・環境省）】に記載（P85 4.3事前調査）されております。 これまでから上記マニュアルに記載の内容で事前調査を実施されていたのであれば、具体的方法の変更の必要はないものと思われます。
8	事前調査に関する こと	分析が必要と判断する条件が調査者によって異なるケースが想定されるので懸念している。	
9	事前調査に関する こと	石綿が含有しているとみなして処分委託したにもかかわらず処分場から分析結果を求められた。県と処分業者で連携して欲しい。	石綿を含有するものとみなして対応した廃棄物の取り扱いについては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月環境省）」に記載されております。 法律上必要とされる条件の他に、各処分場独自に受入基準を定められている場合があり、事案に応じて、元請業者において、事前に各処分場に確認していただく必要があると考えます。
10	事前調査に関する こと	他府県では、現在でも調査者の資格がないと調査できないという話を聞くことがある。	建築物石綿含有建材調査者（以下「調査者」という。）による事前調査の実施の義務付けについては、令和5年10月1日から施行されますが、環境省から出された「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年11月30日付け環水大大発大2011301号）において、「義務付け施行以前においても、事前調査は調査者に行わせることが望ましい」とあり、県においても調査者による事前調査の実施が望ましいと考えています。
11	施工方法に関する こと	石綿含有仕上塗材について、令和3年4月1日からレベル3扱いになったが、工法によりレベル1に近い工法になる場合があり判断が困難である。	石綿含有仕上塗材について、グラインダー等の電動工具を用いて除去する作業の場合には湿潤化に加え、作業場所の隔離が必要とされました。 また、石綿含有吹付パーライト、石綿含有吹付パーミキュライト（ひる石）については、従来どおりレベル1扱いすることとされています。 具体的には、【建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚労省・環境省）】をご参照下さい。